明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（二六）　四
○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（二七）　六
○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（二八）　七

〔政　令〕
○農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行期日を定める政令（二一）　八
○農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（二二）　九
○教育公務員特例法施行令及び社会教育法施行令の一部を改正する政令（二三）　九
○検疫法施行令の一部を改正する政令（二四）　九

〔省　令〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（**文部科学**三）　二〇
○農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（**農林水産**九）　三

〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（**国家公安委**一〇）　二四
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（**同**一一）　二五
○予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する件（**総務**五五）　二六
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**三三）　二五
○図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件（**文部科学**九）　二六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター入札、日本弁護士連合会裁決関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　六二
会社その他
会社決算公告　六三

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

（法律第二六号）（内閣府本府）

1　昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、次の㈠及び㈡について、関係法律の改正を行うこととした。

㈠　住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うこと。

㈡　地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこと。

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

（法律第二七号）（内閣府本府）

1　償還金の支払猶予

㈠　市町村は、災害等やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができることとした。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、3により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこととした。（第一三条第一項関係）

㈡　㈠により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこととした。（第一三条第二項関係）